

多摩市公共建築物等における多摩産材等利用促進方針

令和3年3月1日

改正 令和8年1月30日

第1 趣旨

1. 目的

この方針は、多摩市内の公共建築物等の整備における多摩産材等の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

2. 木材利用の意義

公共建築物のみならず、多摩市内の建築物全体に木材利用を促進していくことにより、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

（1）森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が持続的に行われ、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現に寄与する。

（2）炭素固定機能を有し、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減に寄与する。

（3）森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。

第2 建築物における多摩産材等利用促進のための基本的事項

1. 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

（1）公共建築物

市が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）

（2）建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

（3）建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

（4）木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（5）木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(6) 公共工作物

市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

(7) 多摩産材等

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をはじめとする国産木材をいう。

2. 多摩産材等の利用の促進

市は、多摩産材等の利用の促進に当たり、木材の持つ良さや木材利用の意義について、市民等に対し啓発及び普及の推進に努めるものとする。

また、国や関係自治体等と連携を緊密にすることにより、建築物における多摩産材等の利用が推進されるよう、情報の提供等に取り組むものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の推進

市は公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に多摩産材等を利用した方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

施設の特性を踏まえて積極的に多摩産材等を使用し建築物の木造化、木質化をはかる。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産材等を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材等を利用したものを利用する。

(4) その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「多摩市グリーン購入ガイドライン」によるものとする。

附則

この方針は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この方針は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。